

ジャパンプクラブ NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

3月度理事会報告

今年のジャパンプクラブの催し物、日程ほぼ決まる 活性化の為に具体的話し合いに熱がこもる

ジャパンプクラブ3月度理事会は3月8日(土)午後1時からジャパンプクラブ事務所にて新理事のシュミットまり子さん、斉藤悦子さんを迎え11名の理事が出席して行なわれました。

議題1. 新年会を終わって

まず今年の新年会を無事終えて、その報告と会計報告がありました、あいにくの天候にも関わらず53名もの参加者で盛会であった事が報告されました、同時に今後さらに発展、継続する為には更なる改善や見直しが必要になる事と思われ、この点は具体的な準備に入る時期の理事会で再検討します。

議題2. 創立20年を迎え会の「活性化を図る」取り組み

宇田川博文副会長からの提案のあった、ベイスポ紙面を通じてのジャパンプクラブPR作戦の第1弾に上野会長が「ベイエリアに暮らして」の企画記事への掲載案が既に進行している事の報告と、同じくベイスポの「eじゃん」の日系サポート団体にジャパンプクラブを掲載する手配が済んでいる事が報告されました、さらにこれらによってジャパンプクラブのウェブサイトへのアクセスが増える事を予想して、ウェブサイトの上野会長の挨拶を載せるなどの充実を計る(浦田理事)その他「ステラ工場見学」「税金問題講演会」などを具体化する、又「クルーズ旅行」に関しては希望者が少ないので現段階では取りやめる。

さらに今月号と同封されるアンケートに全会員の回答を求め、その結果を今後の企画に反映する。

また、新しい提案として、シリコンバレー大運動会への参加(協賛)、プレザントンにある「さくら学園」での子供達とのふれあいボランティアへの参加については宇田川理事がさらに詳しく調べ具体化出来るかを検討する。

同じく古田紘一理事から提案として、元会員(多くは日本への帰国などにより脱会)に呼びかけ、準会員制の発足を考える、考えられる特典として 1)会費は無料 2)毎月会報を送る(インターネット) 3)訪米時のヘルプやインフォメーションの提供など、また準会員に求めるもの、1)現地(日本など)の情報提供 2)年一回のニュースレターへの寄稿 3)日本(あるいはその地域)を訪ねる会員へのヘルプやインフォメーションの提供等が考えられます。

また、法人会員を求める、会員証の発行、会の目的をもう少し具体的に表す様に、これらは討議時間が不十分であった為十分に議論されませんでしたので、具体化するためにはさらに引き続き検討します。

議題3. その他

・講演会「税金問題に関する」

事務局が現在講師予定の原田志麻さんと交渉中でその結果で開催日時・テーマなどを決定して公表する。

・海外安全対策連絡協議会(海安協)

2014年第一回目の会合が2月27日に領事館にて開かれ、柏原紀子理事が代表して出席されました。話し合われた内容は1)緊急時の連絡体制、2)当地に於ける治安情勢、3)観光ツアー参加への注意喚起、この内1)に関してはジャパンプクラブとしても早くから取り組んでいます、連絡網の更なる改善と具体的な運用方を確立したいと思っています、このため緊急連絡網テスト運用を定期総会後に実施いたします。尚、この海外安全対策連絡協議会の資料は事務局にありますので、閲覧ご希望の方はお申し出ください。

・今年の催事予定

・ガレージセール	5月10日(土)	決定	ミルブレー
・定期総会	7月20日(日)	決定	バスココミュニティセンター
・ゴルフ大会	7月30日(水)	予定	
・BBQ ピクニック	9月21日(日)	決定	ココーポイント・パーク
・講演会(税金問題)	9~10月頃	予定	
・緊急連絡網テスト運用	定期総会後	日時未定	

尚3月の理事会は4月12日(土)午後4時からサンマテオ楳木マーケット2階にて行ないます。

領事事務手数料の改定について

2014年3月

在サンフランシスコ総領事館

外貨貨幣換算率の改定に伴い、旅券法及び外務省令に基づく領事事務手数料が2014年4月1日から下記のとおり改定される予定です。今後も変更はありますので、念のため申請時にご確認ください。

旅券関係	新料金	旧料金
※3月31日までに申請された方は旧料金、4月1日以降に申請される方は新料金		
新規・切替		
有効期間/10年の旅券	\$ 165.00	\$ 195.00
5年の旅券(12歳以上)	113.00	134.00
5年の旅券(12歳未満)	62.00	73.00
記載事項変更(2014年3月20日以降)	62.00	73.00
増補	26.00	30.00
帰国の為の渡航書	26.00	30.00
査証関係		
一般入国査証	31.00	37.00
通過査証	7.00	9.00
証明関係		
署名証明	18.00	21.00
在留証明	12.00	15.00
出生、婚姻、死亡等の証明	12.00	15.00
旅券所持証明(IRSへのITIN申請用)	22.00	26.00

在サンフランシスコ総領事館が 現在の Fremont St. から新住所に移転します

総領事館の新住所は **275 Battery Street, Suite 2100
San Francisco, CA 94111**

新住所での業務開始は**3月25日(火)**からですが移転に伴い**3月21日(金)**と**3月24日(月)**の業務はお休みとなります。

また、領事館の新電話番号は後日通知される予定です。

広さん、70才での日本復帰

福光哲史副会長記

ジャパクラブ創設メンバーの一人、広久寿さん。創立後は副会長そして会長と7年間歴任、ジャパクラブ今日の発展の基礎を築いた功労者です。特に会長在任中、異国で生活する日本人に緊急事態が発生した場合、助け合いの出来る最低限の資金確保を成し遂げ、又米国生活の必要性から市民権を取得した元日本国籍者にもジャパクラブの入会資格を認めるなどの施策は今も立派に受け継がれています。

日本人コミュニティー活動を熱心に行なった広さん同様奥さんの千代子さんも近出日本企業駐在員の夫人達で組織する「さつき会」の会長も務めるなど駐在員夫人達から頼られる存在です。この様な活動で24年間ベイエリアで生活されていた広さんご夫妻のご帰国の理由は「高齢になった親の面倒を見る事ですが、ロスアンゼルスに長男夫婦と娘が居ますのでチョコチョコ顔を出しますよ」と。

今月中旬千代子夫人が一足先に帰られ、広さん自身はミルプレーの自宅が片付き次第ご帰国との事、日本でのお住まいは奥さんの実家近くの奈良県生駒市内。

昨年来高齢になられたジャパクラブのメンバーが今回の広さんを含めてジャパクラブ創立以来の方々ばかり7名も日本へ帰られており淋しい限りです。

「冬のみかん、あれこれ」 村井侑子 (日本からの寄稿)

暮れから2月頃迄はみかんが旬(しゅん)である。どこの店頭でもつやつやと暖かいオレンジ色のみかんが並び私の好物でもある。日本のみかんは甘くておいしい。

昔、アメリカより里帰りしていた頃、車窓から時折見る日本の八百屋さんの店先に山盛りにされて売っているみかんを見て、ああ、日本へ帰ったのだなと心嬉しく思ったことを思い出す。

昔からこたつのみかんはベストカップルで何かというと子供用の絵本などに必ずでてくる。家族の数が多くこたつを暖房としていた頃は必然的に皆こたつの廻りに集まり、TVをみる。そしてみかんを皆でたべたもので、それがどこの家でも定番であった。なつかしい。今、様変わりしてこたつは珍しいものとなりつつあるし、一家族の数もひと頃よりはぐんと少なくなった。そして新聞の調査によれば、人々の果物の嗜好(しこう)も変わりつつあり、今一番人気はバナナであるという。安いし、立ったままでも簡単に食べられ、栄養も多い。ダイエットにもいいというのが原因らしい。確かにみかんの値段は高く、安くとも10個で400~500円はする。簡単に毎回は買えない。昔は、安くてもみかん箱一つ(30~40個入り)というふうを買ったと思う。お年賀にも一箱をぶらさげて行ったり来たりもした。1955年頃に食べていたみかんの量の、今は5分の1の消費という。ともかく、総じて日本産の果物の値段は高い。これでは輸入もののバナナ等に押されて消費は伸びないのだと思う。加えて、家族団らんが減りつつある今、こたつのみかんの取り合わせは昔話になってしまった。

良くも悪くも、人の生活状態も、嗜好も、全て変わりつつある。昔を偲ぶ(しのぶ)のは私が年をとったという証(あかし)なのであろう。 おわり



「紙上法律相談」 第5回

回答者 鈴木淳司弁護士 (マーシャル鈴木法律事務所社長)

質問

10年程前に夫婦揃って米国市民権を取得し死ぬ迄このベイエリアで楽しく暮らそうと思っていたのですが3年前にたった一人の兄弟で両親の面倒や家など不動産を管理していた兄が病死した為、両親から日本に帰ってくる様にと再三に亘って懇願されていましたが、親を看るのは子の務めとこの度日本への帰国を決意しました。

しかし日本で生活するのは米国市民権のままでは日本での生活はどうなるのか、もう米国で暮らす事は無いので市民権を返上し日本国籍に戻るのが良いのではないかと思うのですが、もしその方が良いなら、今後どのような手続き、方法があるのかを教えてください。尚、私達は年金生活者ですが多少の蓄えもありますので、日本に帰っても生活には不自由しないと思います。

回答

まず、元日本国籍をお持ちの方で、現在米国市民権をお持ちの方は、日本国籍喪失の状況にあると思います。二重国籍の方もいらっしゃると思いますが、基本的に親の関係で二重国籍になっている方は、通常二重国籍が一定の年齢まで許されるということになっています。一方で、もともと日本人であった場合、自己の意思に基いて、米国籍を取得されたのであれば、日本国籍は当然に失っているということに建前上なっています。したがって、今回の原稿では、自己の意思で市民権を取得したけれども、日本に戻る必要性がでてきた場合について考えましょう。現在米国市民権をお持ちの元日本人の方が日本に帰国する場合、どのようなことができるのでしょうか。もちろん、米国人であれば、ビザなく日本に入国できますが、その期間はビザなし入国の場合90日に限定されますし、活動に制限があります。目安としては、ビザ無し入国は一年で180日以上滞在は許されないと考えてください。また、たとえば、ビザ無し入国については、観光や商談などが入国の理由であり、就労などはできません。

次に、もともと日本国籍をお持ちの方は、アメリカでいう永住権を日本において得ることが容易です。通常の「永住」の在留許可では(1)素行が善良であること、(2)独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、(3)

および、(3)その者の永住が日本国の利益に合すると認められること、などの要件を満たす必要があります。しかし、元日本国籍を持ち、日本人の実子であること、日本人配偶者がいることなどの事実があれば、在留許可が認められやすい理由になり、比較的簡単に永住許可を受けることができます。永住許可があると、ほぼ、日本国籍を有している場合と変わらずに生活ができます。在留許可申請をする場合、申請書、アメリカのパスポート、身元保証人の署名、経済力の証明のための預金残高、申請料等が必要になります。ただ、永住権を持っていたとしても、外国人であることには変わりはありませんので、住民登録の代わりに外国人登録をしたうえで、登録証を携帯しなければなりません。

第三点目ですが、入国後、国籍を日本に戻すためには、国籍法の定めるところに従い帰化することが必要となります。国籍法は、元々日本国籍を持っていた外国人が再び日本国籍に戻る場合に関しては、一般的な場合と比べると簡単な要件で帰化できるものとしています。具体的には、通常の外国人の場合に求められる要件である、5年以上継続して日本に住んでいることという要件や、生計を営む能力があるという要件を満たしていなくても、日本国内に住所があることという要件のみで、帰化による日本国籍の再取得ができます。ただし、既に二度以上日本国籍を喪失している人の場合は、住所が日本にあるだけでは足りず、実親が日本人であることという要件などが追加で必要となってくるので注意が必要です。帰化の申請は法務局への申請書の提出により行うこととなりますが、添付書類として様々な資料が求められます。どのような添付書類が必要かは事前に提出先の法務局や法律家にご相談ください。

また、日本においても、アメリカのソーシャルセキュリティー(社会保障)の給付を受けることができます。この場合、アメリカのソーシャルセキュリティーオフィスに、住所の変更を通知し、チェックの送り先を変えてもらうこととなります。

今回のご質問には日本法も絡んでおり、当事務所の東京オフィスの近藤弁護士のお力もお借りしました事をおことわりし、ご協力感謝します。

鈴木淳司弁護士に直接連絡をされる方は:

マーシャル・鈴木総合法律グループ 代表弁護士 鈴木淳司

150 Spear Street, Suite 725, San Francisco, CA 94105

代表電話:415-618-0090 代表電子メール:info@marshallssuzuki.com